

2026 年度後期授業料免除申請のしおり

(学部学生向け・高等教育の修学支援新制度)

○目次

- ・ 申請に関する留意事項-----1
- ・ 多子世帯に対する授業料等無償化について-----2
- ・ 後期授業料免除申請について【日本人学部生・新規申請】 -----3  
→在 student で初めて申請する人は、このページの手続が必要です。
- ・ 授業料免除申請のながれ-----4

## 申請に関する留意事項

高等教育の修学支援新制度に申請を希望する方は、必ず以下のことを確認したうえで申請を行ってください。

入学料及び授業料免除の申請をした方は、下記の項目を確認し、了承したうえで申請しているものとして取り扱います。

- ① 修学支援新制度による入学料及び授業料免除については、日本学生支援機構による審査のうえ、決定した区分に応じた金額が減免されます。審査においては、日本学生支援機構の定める学業基準と家計基準を満たす必要があります。
- ② 入学料と授業料は原則支払いただくものですので、減免制度に申請を行った場合でも、免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるように事前に準備をしてください。
- ③ 高等教育の修学支援新制度では、授業料減免と給付型奨学金はセットになっています。それぞれに申請が必要であり、どちらか一方でも欠けた場合は不備になり、審査されませんので、手続を忘れないようにしてください。
- ④ 申請受付後、日本学生支援機構で審査を行うため、選考結果通知や奨学金振込は **12月頃**となります。
- ⑤ 選考結果の配付が開始されたらメール等で通知しますので、速やかに受け取ってください。
- ⑥ 選考結果配付時等の窓口対応者への暴言、正当な理由が無く申請の手順を無視した要求を行い、要求が受け入れられるまで居座り続ける等の迷惑行為をされた場合、今後の免除申請を受け付けません。
- ⑦ 申請に関する問い合わせは、学生本人が窓口、メール等で問い合わせてください。

## 多子世帯に対する授業料支援について

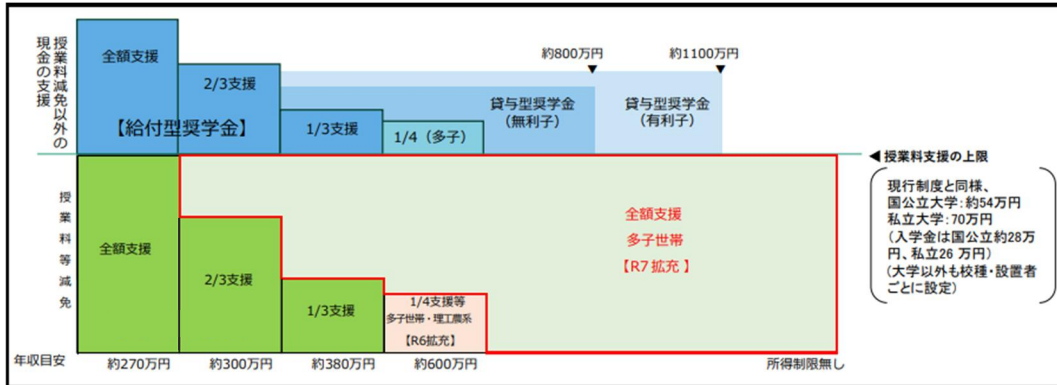
令和7年度より、学部学生を対象とした高等教育の修学支援新制度において、多子世帯に対する支援（授業料等無償化）が新たに追加されました。

高等教育の修学支援新制度では、日本学生支援機構の審査を経て、多子世帯であることが認定されなければ免除になりません。そのため、大学への授業料減免の申請手続きと、日本学生支援機構への給付奨学金の申請手続きがそれぞれ必要になります。

審査方法は、マイナンバー情報より、最新（2025年12月31日時点）の住民税上の扶養人数を確認します。予め、以下に記載のいずれかの方法で、扶養する子ども等の数が3名以上であることをご確認ください。（マイナンバー情報で扶養する子ども等の数が3名より少ない場合、実態が多子世帯であっても「多子世帯」の認定はされません。）

具体的手続きは、次ページ以降で案内する新規申請と同じ手続きが必要になります。

### ○高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援のイメージ（文部科学省資料から抜粋）



### ○扶養人数：マイナポータル確認画面（国事業「デジタル活用支援推進事業」標準教材より抜粋）

- ① ホーム画面を下から上にスクロールします
- ② おかねの中の「税・所得」を押します
- ③ 所得や個人住民税の情報が表示されます（毎年7月頃に更新）
- ④ 確認したい年度を押すとより詳細な情報を見ることができます

下から上にスクロールします。「扶養控除情報v」を押下し「一般」「特定」の人数及び、「16歳未満扶養者数」の合計が3名以上であることを確認

### ○扶養人数：課税証明書確認箇所（文部科学省サンプルから抜粋）

市町村・道府県民税課税証明書

納税義務者：見本

住所：〒100-0001 東京都千代田区千代田

令和8年度（令和7年度所得）

所得の金額

扶養該当の欄

一般（もしくはその他）

特定

16歳未満

合計数が3名以上であることを確認

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

確認いただいた扶養人数が2名以下の場合、多子世帯として認定されません。（※）2025年12月31日時点の扶養人数の実態と相違がある場合は、8月末までにお住まいの市役所へご相談いただくとともに、学生課生活支援係へ状況をご報告ください。

△「配偶者」や「老人」等は、扶養する子ども等の人数には含まれません。

※上記で確認いただいた扶養人数合計の他、2025年12月31日時点で19歳以上23歳未満の方のうち、年収が123万超160万以下に該当する方も扶養の数に入る可能性があります。

## 【在学生】修学支援新制度に新規申請し、授業料減免を受けようとする方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することがあります。

この制度を申請する場合は、給付奨学金の申請も行わなければならない等の条件がありますので、下記の手順を確認して申請してください。

### 手続きの簡単な流れ

- ① 専用フォームから期限内に Web エントリー  
<https://forms.gle/qqnRtwxid3EsfHTo9>  
※エントリーと同時に授業料免除申請の受付完了
- ② 日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席し、給付奨学金の申請手続き（説明会）  
日時：2026 年 9 月 24 日（木） 13：30～14：30  
会場：講義棟 A-101



※①②全ての手続きが完了しない場合、免除は受けられません。

### 【授業料免除対象者】

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、多子世帯に属する学生
  - ・学業優秀と認められる場合
  - ・日本国籍を有する者等
- 等の日本学生支援機構の要件を満たす者  
詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>  
※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありませんので、申請できません。

### 【授業料免除申請の期限等】

- ① 申請を希望する場合は、下記 URL より学生本人が  
9 月 17 日（木）までに必ずエントリー（申請）してください。  
<https://forms.gle/qqnRtwxid3EsfHTo9> （上記 QR コードと同じエントリーフォームです。）  
※本人確認のため、終身メールアドレスでログインしてください。  
また、本制度の授業料減免を受けようとする場合、給付奨学金の申請も必要になりますので、9 月 24 日（木）の日本学生支援機構奨学金出願説明会に出席し、期限内に給付奨学金の出願を行ってください。
- ② 公平性を保つため、期限後のエントリー（申請）については、いかなる理由があっても受け付けません。

### 【結果発表】

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

### 【その他】

- ・家計急変時の申込は、随時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。
- ・申請された内容によっては、追加書類等の提出などをお願いする場合があります。
- ・扶養人数の確認等は 2025 年 12 月 31 日時点で行いますが、2025 年 1 月～2026 年 8 月の間で、以下に該当する場合は、扶養人数や扶養者の変更を考慮できる場合があります。問合せ先より、事前にご相談ください。
  - 生計維持者の出生等により、新たに扶養する子ども等の数が増え多子世帯になった場合
  - 生計維持者の死別、離婚、暴力による避難等で扶養者が変更になっている場合

※問合せ先  
〒441-8580  
愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1  
学生課生活支援係  
e-mail: seikatsu@office.tut.ac.jp

# 授業料免除申請のながれ（2026年度後期）

学部生（修学支援新制度）

